

令和7年第11回 多賀城市教育委員会定例会 議事録

- 1 会議の年月日 令和7年11月26日（水）
- 2 招集場所 市役所北庁舎5階 502会議室
- 3 出席委員等 教育長 市岡 良庸 委員 小野 聰子
委員 高田 彩 委員 大井 知教
委員 星山 純一郎
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため出席した事務局職員
- | | |
|-------------|-------|
| 教育部長 | 中野 裕夫 |
| 次長兼教育総務課長 | 柴田 光起 |
| 理事兼学校教育監 | 石田 隆幸 |
| 生涯学習課長 | 松田 直樹 |
| 文化財課長 | 武田 健市 |
| 参事兼教育総務課長補佐 | 古関 義信 |
- 6 傍聴人 なし
- 7 記録係 教育総務課主査 鈴木 浩幸
- 8 開会の時刻 午後5時
- 9 議事日程
- | | |
|------|---|
| 日程第1 | 前回議事録の承認について |
| 日程第2 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第3 | 諸般の報告
事務事業等の報告 |
| 日程第4 | 議事
(1) 報告第5号 第五次多賀城市子ども読書活動推進計画の策定について
(2) 臨時代理事務 報告第16号 臨時代理の報告について（令和7年度山王小学校校舎長寿命化改良等（建築）工事（第3期））
(3) 臨時代理事務 報告第17号 臨時代理の報告について（多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例）
(4) 臨時代理事務 報告第18号 臨時代理の報告について（多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例） |

日程第5 その他

教育長

ただ今の出席者は5名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第1回教育委員会定例会を開会いたします。

日程第1 前回議事録の承認について

教育長

はじめに、令和7年第10回定例会の議事録について承認を求めます。

議事録については、事前にお配りしておりますので、本日は朗読を省略いたします。

前回定例会の議事録について承認を求めるが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、異議がないものと認め、前回定例会の議事録については、承認されました。

日程第2 議事録署名委員の指名について

教育長

続きまして、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、多賀城市教育委員会会議規則第21条第3項の規定により、教育長において、星山委員、高田委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程第3 諸般の報告について

- 事務事業等の報告 -

教育長

これより本会議に入ります。

はじめに、事務事業等の報告をいたします。報告については、事務局職員に朗読させますので、よろしくお願ひいたします。教育部長。

教育部長

それでは資料の1ページをお願いします。

始めに教育総務課関係です。

10月26日、多賀城東小学校及び多賀城八幡小学校で学習発表会を開催しました。続いて、11月1日に城南小学校、11月21日に山王小学校で開催しました。12月2日に多賀城小学校、12月10日に天真小学校で、開催予定です。

10月30日、「令和7年宮城県文化の日表彰」が東京エレクトロンホール宮城で行われ、教育文化功労として個人1名が表彰されました。

11月1日、「令和7年多賀城市市政功労者表彰式典」が文化センターで行われ、教育文化功労として個人7名が受彰されました。

11月6日、「令和7年宮城県教育功績者表彰」が宮城県庁で行われ、社会教育功労として個人2名が表彰されました。

11月8日、「令和7年度多賀城市総合防災訓練」が行われました。教育委員会関係では、学校施設、社会教育施設等の被災状況把握訓練等を実施しました。

11月10日、11日及び21日、市議会全員協議会が開催され、教育長、教育部長等が出席しました。教育委員会関係の案件としては、「多賀城跡附寺跡保存活用計画策定に係る中間報告について」、先月の定例会で決定した「多賀城市社会体育施設等に係る指定管理者の指定について」及び「多賀城市文化センターに係る指定管理者の指定について」の3点を報告いたしました。

11月19日、「仙台管内教育委員会協議会研修会」が塩竈市で行われ、小野委員、高田委員、大井委員、星山委員が出席いたしました。

11月19日、「教職員全体研修会」をオンライン形式で開催しました。

11月21日、多賀城中学校で1年生を対象にキャリアセミナーを開催し、市の若手職員8名が講師を務めました。

続いて生涯学習課関係です。

11月6日、「子供・若者育成支援強調月間」の一環として、青少年育成センター等関係者による「令和7年度一斉街頭指導」を実施しました。市役所本庁舎前から東回り、西回りの2班に分かれてJR多賀城駅に向かって出発し、同駅において「啓発のチラシとポケットティッシュ、花の種」を配布しました。

11月9日、「多賀城スイーツウォーキング」を多賀城南門周辺で開催し、481名が参加しました。ウォーキングコースを歩き、チェックポイントでは地元菓子店のスイーツを楽しみました。

11月9日、「第44回多賀城市民音楽祭」が文化センターで開催され、21団体の出演があり、1,142名の来場がありました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、2ページから5ページまでのとおりです。

最後に文化財課関係です。

10月28日、歴史的食文化（古代米）の体験学習として、市内小学校6校の5年生による稲刈りを実施し、556名の児童が参加しました。

11月2日、企画展関連講演会「学校日誌に見る戦時下の多賀城村」を文化センタ

一で開催し、宮城学院女子大学特任教授の大平聰氏を講師に迎え、52人の観覧がありました。

11月14日、全国史跡整備市町村協議会臨時大会が東京都で開催され、市長及び文化財課長が出席しました。

11月18日、歴史的食文化（蕎麦）の体験学習として、城南小学校6年生による刈取りを実施し、134名の児童が参加しました。

令和7年10月29日提出、教育長名、以上で朗読を終わります。

教育長

それでは、ただ今の報告について質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

質疑がないものと認め、事務事業等の報告を承認します。

日程第4 議 事

報告第5号 第五次多賀城市子ども読書活動推進計画の策定について

教育長

続いて、議事に入ります。

はじめに、報告第5号「第五次多賀城市子ども読書活動推進計画の策定について」を議題といたします。

内容につきましては、生涯学習課長から説明をいたします。

生涯学習課長

それでは、報告第5号「第五次多賀城市子ども読書活動推進計画の策定について」説明させていただきます。

計画書案に沿って説明しますので、報告第5号関係資料の1ページをお開きください。

第1章「計画の策定に当たって」でございますが、この計画は、項番2にありますとおり、「子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定」に基づき策定するものです。

計画策定の意義は、項番1の3行目をご覧ください。全ての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができる環境の整備を積極的に推進するためのものです。計画期間は、1ページ下段にありますとおり、令和8年度から12年度までの5年間としてございます。これは、国や県の計画が

5か年計画となっているため、これらの計画との整合性を担保するためのものです。

なお、次期計画の基本的方向性は、現行計画を継承するものとしてございます。

次のページをお願いします。第2章「子ども読書活動の状況」についてです。

1「子どもの読書活動の推進の取組経過」は、国・県・市のこれまでの計画策定の経過や子ども読書活動の推進に関する主な取組について、時系列に表にまとめたものです。

次のページをお願いします。2「子ども読書活動の現状について」です。

これは、現行計画に掲げる成果指標の単位で、国・県・市の3つの主体の実績値をまとめたものです。

「子どもの不読率」は、国や県の計画において注視している事柄で、本市もこの姿勢に倣うとともに、この不読率をいかに引き下げるかが、特に本市の子どもたちの読書活動の推進には極めて重要なカギであるとの認識をしております。

それでは、不読率を含め、具体的な状況について、総括的にご説明いたしますので、6ページをお願いします。

(4) 本市の子どもの読書活動の状況と題した表をご覧ください。

この表は、縦軸に「不読率」、「1か月当たりの読書冊数」、「学校図書館の年間貸出冊数」の3つの指標をそれぞれ小学生・中学生と2分割して整理し、横軸には、現計画であります第四次計画の目標値と、令和6年度の現状値、実績値になりますが、国・県・市の3つの主体に分けて整理したものでございます。

こちらの子どもの読書活動の状況については、①現行計画の目標値に対して、令和6年度本市実績は、中学生の1か月当たりの読書冊数以外の項目で、目標を達成していることと、②本市の実績値は全ての項目で、国と県の平均値を上回っているといった状況です。

それでは、7ページの3「子どもの読書活動に係る環境の変化」についてご説明させていただきます。

環境の変化には様々な事象がございますが、ここでは、スマートフォンやパソコンをはじめとした情報通信技術の進展と普及を取り上げさせていただきました。実際に、全国の小学生そして中学生のインターネットの利用率をグラフでご紹介しておりますが、これをみると、年々インターネット等の利用率が増加していることが見てとれます。

これは、文部科学省が令和元年に打ち出した「GIGAスクール構想」により、小・中学生に学習用の端末が整備されたことが影響していると考えられ、スマートフォンや自宅にパソコン、タブレットが無い児童生徒でも、インターネットを利用できる環境の構築が進んでいます。

8ページをご覧ください。（2）電子書籍を読む子どもの増加の項目についてですが、電子書籍の読書経験のグラフを見ていただきますと、電子書籍を読んだことがある児童生徒は増加傾向にあることがわかります。これは、先ほど7ページにて説明しましたインターネットの利用拡大の影響が出ているものと思われます。

また、自治体による電子図書館の導入や、電子書店の普及など、様々な要因が考えられ、紙媒体以外にも子どもたちが読書する機会が増えていることがみてとれます。

9ページをお願いします。第3章「基本方針」でございますが、基本的に、次期計画は、現行計画の方針を継承するものとしております。

対象者は、記載のとおり乳幼児から中学生までとします。

2「目指す姿」ですが、枠で囲まれた表にありますように、「子どもに読書の習慣が身につき、子どもが自ら本を選び、進んで読書に取組んでいる」状態を目指します。

3「成果指標と目標値」でございますが、6ページ記載の現行計画の目標値と比較して、「中学生の1カ月当たりの読書冊数」の令和6年度の現状値は5.7冊であり、第4次計画の目標値の6冊を下回ったため、令和12年度の目標値は据え置きました。

これ以外の「小中学生の不読率」、「小学生の1カ月当たりの読書冊数」、「小中学生の学校図書館の年間貸出冊数」の令和6年度の現状値は、第4次計画の目標値を達成したので、令和12年度の目標値については、更なる推進を目指して新たな目標値を設定いたしました。

4「基本的方策」は、目指すべき姿を実現するための方法や手段でございまして、「読書文化の普及啓発」から「関係機関との連携協力」までの4つの方策を定めました。

10ページをお願いします。

第4章「具体的な取組」でございますが、これは、次のページにかけまして、本計画期間内に取り組むべき事項を、家庭、学校、行政等といった実施主体ごとに整理したものです。それぞれの実施主体において、4つの基本的方策に基づき、読書活動の推進を図るため、子どもの発達段階に応じ、読書習慣を身につけるための読書文化の普及啓発事業や読書の楽しさを感じてもらえるような読書機会の充実を図る事業を実施してまいります。

なお、具体的な取組みにおいて、11ページ下段の6「子どもの読書環境の充実」を新たに追加いたしました。

これは、国において令和5年3月に策定された「第5次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」及び、宮城県にて令和6年4月に策定された「第5次みや

ぎ子ども読書活動推進計画」の内容を踏まえ、昨今の時代の流れや、子どもの読書活動を取り巻く環境の変化の中、今後取り組む必要があると考えられたため追加したものです。

また、特に、行政機関等においては、蔵書の充実や学習スペースの確保等による読書環境の充実はもとより、学校図書館や市立図書館との連携などを通した関係機関との連携協力体制を強化してまいります。

最後に、13ページ以降につきましては、参考資料として、現行計画期間における各種取組結果や子ども読書活動の推進に関する法律を掲載しております。参考にしていただければと思います。

今後のスケジュールですが、現在実施している意見公募（パブリックコメント）と関係各課や学校からの意見照会を行い、年明けには図書館運営審議会などの関係会議を経て、3月の定例会で御審議していただくことを予定しています。

以上で説明を終了させていただきます。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。
星山委員。

星山委員

8ページに電子書籍を読む子どもの増加とあります。現在、国の方では紙媒体の本よりも電子書籍にしようという動きはありますか。

生涯学習課長

国の動きは、まだ明確にどちらを向いているのかあまり感じたことはないのですが、隣接する仙台市では電子図書館を導入しているところもありますので、このような形、本という形で読むだけではなく、いろいろな可能性という意味では広まっていくのだろうと感じています。

実際にそのタブレットで本を読むという環境がどれだけ進んでいくのかは、まだまだ未知数ではないかと考えています。

星山委員

私の勝手な主觀ですが、どちらかというとタブレットで読む方が、かさばらないので、読みやすいからそちらが多いのですが、非常に罪悪感というか、後ろめたさもあります。

教育長

今、教科書も電子のものができて、既存の紙媒体もあり、教育委員会が教科書もどちらも選べる形になっている状況になっています。電子の良さはかさばらないということですし、また、紙の良さは、重さがあり質感やページをめくる行為など、そういうしたものも実際に紙だと感じられることができるということです。

学習で言えば、じっくり考えたりするのには、ペーパーの方がよいと言われていますし、とっさに情報を探し出すことであれば、タブレットでもそれはあまり変わらないという研究の結果も出ているところです。目的に応じて、電子でも紙でも構いません。それは本人が決めることであると考えています。

読みやすさという点では、それぞれ違いがあるって、私はもう完全に紙でないと入ってこないタイプです。そのため、画面で見たものと紙で読んだものでは全く印象が変わります。どちらかというとペーパーで見たいという、それはそれあると思います。そういうところは選択していくべきかなと考えてきました。

星山委員

ありがとうございます。

大井委員

9ページ、成果指標と目標値で、1か月あたりの読書冊数、小学生が現状16冊、目標17冊とあります。これは小学生1人あたりでいいのでしょうか。

生涯学習課長

そのとおりです。

大井委員

小学生1か月1人あたり16冊なので、私はどのようなものを読んでいるのか気になりました。

生涯学習課長

きちんと分析したわけではありませんが、学校図書館には、低学年でも読みやすい文字数など少ない本が蔵書されています。本を読む楽しさもありますし、借りて読み終えたらすぐ返却して新しいのを読みたいという楽しさもあるかと思っています。大人が感じる1か月で読める冊数より少し多い数字が出ているのではないかと思います。

大井委員

分かりました。私の子どもが小学生だったころ、20～30年前頃は、かいけつゾロリという本のシリーズが50冊ほど出版されていて、楽しんで読んでいました。

教育長

どうしても小学校低学年、1、2年生は絵本が中心なので、毎日、それこそ1日に2～3冊借りるケースもあります。中学年になれば、絵がありますが、そこに文字の割合が多くなってきて、高学年になると文字だけという形になるので、読む冊数については低学年と高学年では全く異なります。

ほかに、ございますか。小野委員

小野委員

11ページの、6「子どもの読書環境の充実」(2)デジタル社会に対応した読書環境の整備というところで、具体的にどのような環境整備を考えているのか教えてください。

生涯学習課長

先ほど、電子書籍や電子図書館という話題が出たのですが、やはりそのためには無料Wi-Fiなど、インターネットの環境が整備されていないと、閲覧したくても閲覧できない状況です。現在、どの公共施設も無料Wi-Fiの設置が進んできていますので、そういったものが今後、どんどん整備されていくのではないかと思っていました。

小野委員

ありがとうございます。

教育長

ほかに、質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。報告第5号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

異議がないものと認め、報告第5号について承認します。

臨時代理事務 臨時代理の報告について（令和7年度山王小学校校舎長寿命化改良等（建築）工事（第3期）） 報告第16号

教育長

次に、臨時代理事務報告第16号「臨時代理の報告について（令和7年度山王小学校校舎長寿命化改良等（建築）工事（第3期））」を議題といたします。内容につきましては、次長から説明をいたします。

次長

それでは、11ページをお願いします。

議会の議決を経た事件の議案の作成に関する意見について、市長から照会がありました。対象工事は、令和7年度山王小学校校舎長寿命化等（建築）工事（第3期）に関する工事請負変更契約の締結を、令和7年第1回多賀城市議会臨時会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、委員会の意見を求めますので、回答になります。隣の10ページにありますとおり、臨時代理にしまして、市長に異議がない旨回答をしています。

それでは、今回臨時代した議案の内容についてご説明しますので、13ページをお開きください。

今回、議案にあった工事の件名は、令和7年度山王小学校校舎長寿命化等（建築）工事（第3期）です。施工場所・工事期間につきましては、記載のとおりです。

4 工事等概要につきましては、(1) 改良建物概要、(2) 工事概要のウまでについては、記載のとおり、鉄筋コンクリートゾーン、地上4階建ての延べ床面積2,839平方メートル部分について、屋根の防水改修工事、外部及び内部の建具、天井、壁等の改修を行うものでした。

次のページをお願いします。今回、機械設備工事を追加するものです。

機械設備に係る工事として、空気調和設備、換気設備、自動制御設備、給水及び排水設備、給油設備、消火設備、ガス設備、屋外の給水及び排水設備を追加します。

5 変更理由について説明します。まず1点目ですが、本工事とは別発注の施行を予定していた機械設備工事について、3回にわたる入札不調により、受注業者が決まらない状態が続き、工事完了時期が遅れることで、学校運営に大きな影響をもたらすことから、機械設備に係る工事を本工事に追加し、建築工事と併せて実施するものです。

資料にはありませんが、補足説明します。今回、山王小学校校舎長寿命化等工事については、建築の工事、電気設備の工事、機械設備の工事と分離発注による工事を予定していました。しかしながら、機械設備工事は1回目の入札が不調となり、

使用者の見直しなどを行い、再度2回目の入札を行いましたが、再び不調となりました。3度目は、参加条件を変更し、市内に本店を有する事業者とのジョイントベンチャーから、県内に本支店を有する事業者単独での受注を可能といたしましたが、入札参加者はいませんでした。この間、建築の工事は工事に着手し、現在アスベストの撤去作業等を実施していますが、影響する部分の作業については、工事が停滞しないよう、受け入れ可能な事業者に委託するなど対応していました。この機械設備の工事の入札につきましては、近隣自治体においても不調が続いているとの情報があり、これ以上の入札執行での落札は見込めないこと、また、工事の完了は令和8年の8月末を予定していますが、完了時期が遅れることで、教室の引越日程がずれ込むなど、子どもの学習環境に大きく影響してしまうことから、対応について検討した結果、本工事の現場状況を熟知している建築工事の受注者である株式会社斎藤公務店を相手方として、機械設備に係る工事を追加する変更契約を行い、現場のスムーズな工事実施進行を図ることとしたものです。これによりまして、約1億1,360万円を契約額に増額するものです。

続きまして、2点目の理由としては、アスベスト含有建材の撤去範囲について、受注者による詳細調査の結果、第2期工事において一部に含有していた外壁部分にはアスベストが含有されていないこと、また、内部の天井等においても、当初計画より少ない範囲であることが判明したため、撤去範囲を変更する必要があります。これにより約3,550万円を減額するものです。

3点目の理由としましては、校舎屋上の防水塩ビシートについて、部分補修がなされている箇所を除いて改修することを計画していますが、受注者による詳細調査の結果、当初計画の改修箇所以外においても、剥離や劣化が確認されたことから、改修範囲を全面的に実施するので、これにより約1,300万円を増額するものです。

次のページをお願いします。6 改修箇所図になります。着色箇所が、第3期で改修する箇所となります。仕様の12ページに戻ります。ただいま、工事変更概要で申し上げました理由により、2 変更前契約金額6億9,135万円から3 設計変更による9,109万9,800円を増額し、4 変更後契約金額7億8,244万9,800円とします。なお、契約の相手方は記載のとおりです。

以上で、臨時代事務報告第16号の説明を終わります。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願いいたします。
(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。臨時代理事務報告第16号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

異議がないものと認め、臨時代理事務報告第16号について、承認します。

臨時代理事務 報告第17号	臨時代理の報告について（多賀城市教育に関する事務の職務 権限の特例に関する条例）
臨時代理事務 報告第18号	臨時代理の報告について（多賀城市教育に関する事務の職務 権限の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例）

教育長

次に、臨時代理事務報告第17号「臨時代理の報告について（多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例）」、関連がありますので臨時代理事務報告第18号「臨時代理の報告について（多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例）」を併せて議題といたします。

内容につきましては、文化財課長から説明をいたします。

文化財課長

それでは、臨時代理事務報告第17号及び第18号について、2件続けてご報告いたします。

はじめに臨時代理事務報告第17号「多賀城市教育に関する事務の職務権限に関する条例」についてご報告します。17ページをご覧ください。本件につきましては、教育長に対する事務委任等規則第3条の規定により、臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

19ページをご覧ください。令和7年11月25日付けで、多賀城市長より「議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見」について、記1の(1)「多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」について、令和7年第4回多賀城市議会定例会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求められたものです。

21ページをご覧ください。「臨時代理事務報告第17号」で意見を求められた内容は、「教育委員会の権限に属する事務のうち、文化財の保護に関することについて、市長が管理し、及び執行すること」に関するものでございます。

22ページをご覧ください。文化財の保護に関する事務を市長部局に移管する

ことについては、項番1「制定の趣旨」に記載のとおり、文化財の整備活用に止まらず、地域振興として一体的に行い、次世代に繋げていくための施策を積極的に展開することを目的としています。

このため、項番2記載のとおり、「多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」を定め、令和8年4月1日より施行することとするものです。

戻りまして、18ページをご覧ください。臨時代理書でございます。

当該議案に係る意見につきましては、只今ご説明いたしました、制定の趣旨を鑑み、記載のとおり、異議がない旨を回答したものです。

続きまして、臨時代理事務報告第18号「多賀城市教育に関する事務の職務権限に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」についてご報告いたします。

25ページをご覧ください。本件につきましては、臨時代理事務報告第17号と同じく教育長に対する事務委任等規則第3条の規定により、臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告するものです。

27ページをご覧ください。令和7年11月25日付で、多賀城市長より「議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見」について、記1の(2)「多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」について、令和7年第4回多賀城市議会定例会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、意見を求められたものです。

資料28ページをご覧ください。「臨時代理事務報告第18号」で意見を求められた内容は、多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」に関するものでございます。これは、文化財に関する事務が、教育委員会から市長部局へ移管となることに伴い、現在定めている各条令で必要となる変更事項を定めるものです。29ページから31ページに各条令の変更となる条文、32ページから38ページには、現在の条文と新たに制定する条文の変更点を、新旧対照表として整理しておりますので、ご確認ください。

22ページの項番3の(1)には、ア～オとしまして、改正となる条例及び改正の理由と概要をまとめておりますので、合わせてご参照いただければと思います。

この、「多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例」につきましても、先に説明差し上げました「多賀城市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」と一連のものであることから、令和8年4月1日施行とするものです。

戻りまして、資料26ページをご覧ください。臨時代理書でございますが、当該議案に係る意見につきましては、文化財に関する事務を教育委員会から市長部局

へ移管することに必要な手続きであることから、記載のとおり、異議がない旨を回答したものです。

以上で、臨時代理事務報告第17号及び第18号の説明について終わります。

部長

補足させてください。本日の議題は、これまでも議事ではありませんが、文化財行政を市長部局の方に移管することについて、皆様方にお諮りしてきたところです。

今回の内容は、議会に条例を提出するにあたり、権限を持っている市長が法律の規定に基づいて、教育委員会に諮る必要があり、今日この場でご報告するものです。

そこで、お話ししたいことは、教育委員会が所管する事務を市長部局の方に移管するという行為については、議会から承認をもらって、初めて認められることですが、改めて、議会から本当にそれがよろしいのかと、教育委員会に意見聴取されることになりますので、ご理解願います。

教育長

それでは、ただいまの説明について質疑がございましたら、お願ひいたします。

(「ありません」の声あり)

質疑がないようですので、採決に入ります。臨時代理事務報告第17号及び第18号について、御異議ありませんか。

(「ありません」の声あり)

異議がないものと認め、臨時代理事務報告第17号及び第18号について、承認します。

日程第5 その他

教育長

次に、日程第5その他に入ります。各委員等から特に議題としたい事項等がありましたらお願いします。

(「ありません」の声あり)

それでは以上で、本日の日程をすべて終了いたします。

これをもちまして、令和7年第11回教育委員会定例会を閉会いたします。

午後5時45分閉会

この議事録の作成者は次のとおりである。

教育総務課主査 鈴木 浩幸

この議事録の正確なことを認め、ここに署名する。

令和7年12月23日

多賀城市教育委員会

教育長

委 員

委 員